



# 車の名義変更と 保険について

購入した車が中古車の場合、所有者が変更したという証明を届け出なければなりません。また、任意保険にも加入することをお勧めします。

## 自動車の名義変更

ディーラーを通して車を買った場合、ディーラーによっては名義変更手続きをしてくれる所もあります。しかし、その他の場合は、購入後14日以内にLicensing Centreに購入車の名義変更を届け出なければなりません。

車両名義変更用紙 (Vehicle Licence Transfer Form) は、Post Office などでもらえる他、Department for Planning and Infrastructure のウェブサイト ([http://www.dpi.wa.gov.au/mediaFiles/lic\\_MR9\\_VehicleTransfer.pdf](http://www.dpi.wa.gov.au/mediaFiles/lic_MR9_VehicleTransfer.pdf)) からダウンロードもできます。

その用紙に必要な事項を売り手と買い手の両名が記入し、署名した後、Licensing Centre に郵送または持参します。そして、変更料 (Transfer Fee) 及び、印紙税 (Stamp Duty) を支払うと、名義変更が完了します。

## 保険への加入

オーストラリアでは、車の登録時に強制対人賠償保険 (Compulsory Third Party Insurance) に加入することが義務付けられているため、ドライバーは登録時に自動的に加入するようになっています (WA では、Insurance Commission of Western Australia のみが管轄)。この保険は、もし加入者が人身事故を起こし、被害者が怪我や死亡した場合に、被害者への賠償金を保証してくれます。しかし、この保険は加入者自身の事故による怪我や、被害者または加入者の車への被害などは保証しないため、他の任意保険にも加入することをお勧めします。

任意保険のタイプとしては、破損したものも保証する「Third Party Property Damage」や、加入者の車が火事や盗難にあったときに保証金が下りる「Third Party Fire & Theft」、全てをカバーする「Full Insurance」などがあります。

## コラム レンタカーの借り方

レンタカーを借りる場合、有効な運転免許証を持っている21歳以上の方が対象となります。また、レンタル料金にかかる税金、自動車損害賠償保険はレンタル料金に含まれています (追加保険料、ベビーシートなどの装備品、運転される方が25歳未満の場合に発生するヤングドライバー料、乗り捨てサービス、デポジット、ガソリン代などは別途料金)。

### 当日店頭で必要なもの

- 有効な日本の運転免許証 (国際運転免許証が翻訳証明書を同時携帯) か、WA州の運転免許証
- レンタル料金以外の諸費用を支払うためのクレジットカード

※レンタル時の契約内容は会社により異なりますので、事前にご確認することをお勧め致します。

## 緊急連絡先

### WA州警察

Police assistance Tel:131 444 Emergency only Tel:000  
[www.police.wa.gov.au](http://www.police.wa.gov.au)

### 止むを得ず野生動物をひいてしまった場合

### Wildlife Information & Rescue (WIRES)

Tel:1800 641 188 [www.wires.org.au](http://www.wires.org.au)

### ロードサービス全般

WA州のドライバー団体 Tel:13 17 03 [www.rac.com.au](http://www.rac.com.au)

### 在パース日本国総領事館

Tel:(08) 9480 1800 [www.perth.au.emb-japan.go.jp](http://www.perth.au.emb-japan.go.jp)